景観形成基準チェックシート（JR高槻駅北東地区）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | | | 景観形成基準に対するチェック項目 | 配慮事項  （各チェック項目に対しての配慮事項を記載してください） |
| 築物・工作物 | 敷地内のデザイン | 空地の配置 | ・まとまりのある空地を道路側に確保し、安全・安心かつ快適でゆとりある歩行者空間に、変化の中にも連続性を持った景観を確保するよう配慮していますか。 |  |
| ・古曽部天神線及び区画道路１号線に隣接する歩道状空地については、西国街道の歴史を受け継ぐ風格のある空間をつくるため、歩道と歩道状空地を一体的にデザインし、統一感のある平板ブロックを利用した透水性舗装、照明柱や横断防止柵により、高質な歩行者空間を創出するよう配慮していますか。 |  |
| ・古曽部天神線及び区画道路１号線に隣接する歩道状空地については、生活にゆとりや落ち着きを与える空間をつくるため、街路樹などにより沿道緑化を図り、快適な歩行空間を創出するよう配慮していますか。 |  |
| ・古曽部天神線及び区画道路１号線に隣接する歩道状空地については、生活にゆとりや落ち着きを与える空間をつくるため、温かみのある照明（色温度3,000ケルビン程度）を、十分な照度を確保しながら、一定間隔で配置し、落ち着きのある夜間景観を創出するよう配慮していますか。 |  |
| ・古曽部天神線及び区画道路１号線に隣接する歩道状空地については、安全な通行に加え、休憩や安らぎの場となる空間をつくるため、ベンチや植栽を適切に設置することなどにより、来街者が憩い、くつろげる景観を形成するよう配慮していますか。 |  |
| ・区画道路２号線及び古曽部白梅線に隣接する歩道状空地については、四季折々の花木による華やかな空間をつくるため、統一感と連続性を重要視した植栽とすることで、緑空間の創出と地域環境への配慮をしていますか。 |  |
| ・区画道路２号線及び古曽部白梅線に隣接する歩道状空地については、四季折々の花木を植栽することで、季節感を感じさせる空間を演出するよう配慮していますか。 |  |
| ・区画道路２号線及び古曽部白梅線に隣接する歩道状空地については、防犯にも配慮された安心できる空間をつくるため、見通しが良く、十分な明るさのある照明デザインとすることで、防犯にも配慮された、安全・安心かつ快適な歩行環境を創出するよう配慮していますか。 |  |
| 緑化 | ・周辺との調和に配慮し、適切な配置と種類の緑化を図るよう配慮していますか。 |  |
| ・まち全体が緑につつまれるような連続性と統一感のある緑の景観を創出するよう配慮していますか。 |  |
| ・建築物の周辺には、緩衝空間としての植栽帯などを設けるよう配慮していますか。 |  |
| 建築・工作物 | 敷地内のデザイン | 舗装・屋外設置物 | ・歩道との連続性と周辺との調和に配慮した舗装仕上げとなるよう配慮していますか。 |  |
| ・自動販売機などの屋外設置物は、視界や連続性を遮らない配置とし、周辺の景観に調和するよう配慮していますか。 |  |
| ・持続性の高い素材を使用し、良好な質感を長期にわたり保つことができるように配慮していますか。 |  |
| 出入口 | ・自動車の出入口は、視認性のあるゆとり空間を確保し、歩行者の安全性に配慮した適切なデザインとしていますか。 |  |
| 建築物・工作物のデザイン | かたち | ・建築物や工作物のかたちは統一感と変化のあるものとし、屋根やペントハウス部庇などは良好な景観形成を図るよう配慮していますか。 |  |
| ・建物低層部分（概ね１階から３階部分）の形態は、変化をつけることによって、画一的景観にならないよう配慮していますか。 |  |
| ・１・２階の形態については、前面の道路が快適性や賑わいを感じることができる通りとなるよう、開口部を工夫していますか。 |  |
| ・Ａエリアの公開デッキに面する部分は、賑わいを創出する機能を有するものとして配慮していますか。 |  |
| 外壁 | ・外壁の材質は、将来にわたって良好な景観を維持するため、汚れが目立たず、色あせの少ない材料を選択していますか。 |  |
| ・低層部（概ね１階から３階部分）の道路や通路に面する部分は、歩行者の安全・安心かつ快適な回遊によるにぎわいある景観創出に配慮したデザインとしていますか。 |  |
| ・中高層部（概ね４階以上の部分）は、まちなみに配慮し、景観に調和するデザインとしていますか。 |  |
| ・壁面の仕上げ・デザイン・形態による分節又は植栽などにより変化をつけ、単調な表情が連続しないよう工夫していますか。 |  |
| 設備・屋外階段・バルコニーなど | ・屋外階段、バルコニーなどは、建築物や工作物との調和を図り、緑化や色調を合わせるなど、一体的にデザインとしていますか。 |  |
| * バルコニー内の物干し用の金物や洗濯物、エアコンの室外機などは外部から見えにくくなるように、手すりのデザインや置き方を工夫していますか。 |  |
| ・ 建築設備類（高架水槽、空調機器など)は位置や囲いに配慮し、目立たないように工夫していますか。 |  |
| 色彩 | ・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、派手なものとしていませんか。 |  |
| ・景観計画の別表１の色彩基準を遵守するとともに、同別表２の色彩基準に適合するよう努めていますか。 |  |
| 建築物・工作物 | 建築物・工作物のデザイン | デッキ | ・公園と一体となった歩行空間を確保するため、  歩道と公園を一体的にデザインし、連続性と広がりのある景観を形成するよう配慮していますか。 |  |
| ・周辺と調和したバリアフリーの空間づくりのため、手すり、視覚障害者誘導用ブロックなどのバリアフリー関連の仕様の整合を図り、一体感のある景観を形成するよう配慮していますか。 |  |
| ・安全、安心、快適な空間づくりのため、統一感の感じられる素材・形状となる屋根を設けるなど、利用者の利便性の向上を図りつつ、デッキ全体として連続性と変化を適切に織り交ぜたデザインとしていますか。 |  |
| ・安全、安心、快適な空間づくりのため、統一感のある照明（色温度3,000ケルビン程度）を適切に設置し、夜間利用の安全面に配慮するとともに、賑わいとやすらぎのある夜間景観を創出するよう配慮していますか。 |  |
| ・回遊性の高い、地区の交流軸にふさわしい空間づくりのため、各デッキの仕上げ（床タイルなどの素材・色彩・形状）は共通要素を活かした統一感と変化のあるデザインとしていますか。 |  |
| ・賑わいのある空間づくりのため、Ａエリア内のデッキ広場については、ステージやウッドデッキなどの施設の整備により、集い賑わいのある景観形成を図っていますか。 |  |
| ・賑わいのある空間づくりのため、Ａエリア内のデッキは、夜間照明や植栽などにより賑わいのある景観を形成するよう配慮していますか。 |  |
| ・憩い、くつろげる空間づくりのため、Ｂエリア内のデッキ広場については、緑の創出や休息スペースの整備などにより、憩いくつろげる空間を創出するよう配慮していますか。 |  |
| 照明 | ・公共空間と民間の公益的空間を一体的にとらえ、暗がりの防止など安全面への配慮と統一感のある演出などにより、魅力的な夜間景観の創出を図っていますか。 |  |
| ・外部照明は指向性のある器具とするなど、グレア（光害）防止に努めていますか。 |  |
| その他 | | 案内誘導  サイン・  ストリートファニチャー | ・利用目的別に統一感を持たせ、利用者の利便性を図るとともに、周辺環境との調和にも配慮し、周辺の景観やまちなみの雰囲気を損なうことのないよう形や材料及び配置などに配慮していますか。 |  |
| ・デザインは、まちなみや建築物、周辺環境とのバランスに配慮していますか。 |  |
| 開発行為 | | | ・現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮していますか。  また、やむを得ない場合、法面は緑化などを施し、擁壁等は周辺景観と調和した形態および素材について配慮していますか。 |  |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 | | | ・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化などを図るよう配慮していますか。  ・周辺地域との調和にも配慮していますか。 |  |
| ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを図るよう配慮していますか。 |  |
| 木竹の植栽又は伐採 | | | ・大規模な伐採を避け、適度に樹木などを残すように努め、周辺地域との調和に配慮していますか。 |  |
| ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化などを図るよう配慮していますか。 |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | | | ・道路などの公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮していますか。 |  |
| ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮していますか。 |  |
| ・道路などの公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を周辺地域と調和した緑化や塀の設置などにより遮蔽するよう配慮していますか。 |  |